

討 論

2013年12月20日

氏平みほ子

日本共産党の氏平みほ子です。

私は、本会議に提案された議案4件、発議1件、請願8件、陳情12件について委員長報告の通りに決することに反対し、その主なものについて意見を述べさせていただきます。

まず、議第99号、平成25年度岡山県一般会計補正予算（第3号）については、県独自の新たな学力テストの分析にかかる予算が盛り込まれていることから反対します。全国学力テストの順位を何が何でも上げるための方策のようですが、小学校5年生から中学3年までの5年間、子供たちは学力テスト漬けになり、親御さんからも、現場の教員からも悲鳴が上がっています。大学のセンター試験の平均点を都道府県ごとに比較すると、わが岡山県は29位と中ぐらいに位置します。一方、学力テスト上位の秋田県は35位、学力テストでは下位の高知県は23位です。「学力」をはかるのに学力テストは万能でないことを示しています。

私は、目先の順位に気を取られず、どの子にも確かな学力をつける地道な教員の活動をしっかり応援すべく、教員の増員など教育環境を整えることこそが県の役割だと考えます。

次に議第108号、「第3次おかやま夢づくりプランの変更について」も反対します。新しく策定される「生き生きプラン」のうち、学力向上プログラムは、就学前から規律を重視し、学力テスト漬けで学校や子どもたちを競わせ、家庭での学習時間を増やせと押し付け、教員の指導力の向上はいうものの、特別支援学級も含め、必要な教員配置のための増員など、肝心な対策が抜けています。知事が重視する産業振興についても、企業誘致や一部業種に重きをおき、偏りがみられます。

私は、学校を楽しく学べる場にするための施策の充実、すべての産業の振興に県がしっかりとした支援策を講じることを強く求めます。

次に議第115号「平成24年度歳入歳出決算の認定について」です。

議第115号平成24年度岡山県歳入歳出決算の認定については、我が党が一貫して問題としてきた広域水道企業団の余剰水量への税金投入など納得ができない内容が多々あり反対します。

次に、請願第29号、30号、31号、32号、33号、および35号、陳情第97号、および100号についてです。これらの請願・陳情は、毎年のように、父兄や生徒たちが署名を集め、父母負担を軽減し、ゆき届いた教育を求めているものです。とりわけ少人数学級の推進は、教員の目が行き届き、つまずきを早期に発見し、1人、1人の子供に寄り添った教育が可能にすることが実証されています。また、教育費の父母負担軽減や、奨学金制度の充実、格差社会が進む中、経済的な問題で教育を受ける権利が阻まれることを少しでも是正することができます。委員長報告では不採択とされましたが、私はこれら請願・陳情の採択を強く求めます。

次に陳情第96号「消費税の新聞への軽減税率適応について」です。わが党はもともと消費税の増税はもちろん、消費税そのものにも反対の立場です。消費税は社会的に弱い立場の人々、低所得の人々、零細業者を苦しめる最悪の不公平税制です。また年金が減らされ、物価は上がり、社会保障のさらなる改悪、その上に消費税を増税することは、景気回復に水を差し、国民の暮らしを益々圧迫することは明らかです。また、新聞など国民の情報源に関して消費税をかけることにも、当然反対です。

自公政権が4月の消費税増税を決めたことに対し、せめて4月からの増税中止を求める声は日増しに広がっています。この声にこたえ、すでに日本共産党は、消費税増税に代わる財源確保の方法を明確にするとともに、「消費税増税中止法案」を共同提案しようと各党に呼びかけています。また、地方自治体の中では住民の暮らしを守るため、上下水道料金、公営住宅家賃、公共施設使用料などの公共料金消費税増税分を据え置く対策も取られようとしています。

さて、この間、日本新聞協会は、消費税増税の政府主張を垂れ流し、増税推進の急先鋒の役割を果たしてきました。その協会が、増税の方向が決まった途端、販売店を使って「自分たちには増税するな」というのはまったく身勝手な話と言わなければなりません。増税を前提にし、不況にあえぐ中小・零細企業への影響も、ますます苦しくなる国民生活への影響も、まったく言及がない陳情96条には賛成できません。同様に発議第7号にも反対いたします。私は、今必要なことは、消費税に対する立場はどうであれ、「東日本大震災からの復興と景気回復を急いでほしい」という国民の声に耳をかたむけ、「4月からの増税は中止」という一点で共同することだと考えます。

最後は、陳情第101号「岡山県産地酒で乾杯を推進する条例」制定について、地酒の振興は、日本の文化・伝統を守り発展させる点で、また地域の活性化の面からも大事な課題です。わたしもお酒は嫌いなほうではありません。特に日本酒には目がありませんので、賛成いたしますが、条例制定にあたっては、条例名をたとえば京都市の場合、「清酒の普及の促進に関する条例」としてはいますが、ぜひ参考にさせていただきたく思います。以上で討論を終わります。